

平成十九年六月十五日受領
答弁第三三〇号

内閣衆質一六六第三三〇号

平成十九年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍嘉手納飛行場におけるジェット燃料流出事故に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍嘉手納飛行場におけるジェット燃料流出事故に関する質問に対する答
弁書

一から三までについて

お尋ねの事故については、本年五月三十一日午後七時三十分ころ、在日米国大使館から外務省に対して通報があった。その通報によれば、嘉手納飛行場内において、航空機燃料をある燃料タンクから別の燃料タンクへ移し替える作業を米軍が行っていたところ、燃料タンクの機器が正常に作動しなかったため、同月二十五日午後八時三十分ころ、約五千三百八十四ガロンの航空機燃料が流出した。米軍は、流出した航空機燃料のうち約三千ガロンについては回収するとともに、この事故による排水路への流出は確認されていないが、排水路等にオイルフェンスを設置するなどの措置を講じたとのことであった。

那覇防衛施設局においては、右に述べた通報の内容につき、本年六月一日、嘉手納町、北谷町、沖縄市及び沖縄県に対し、町役場及び市役所を訪問するなどして説明を行ったところである。

政府としては、このような事故の発生は遺憾であり、米側に対してその旨を伝えるとともに、原因の究明、再発防止の徹底及び事故が発生した際の早期通報について申入れを行ったところである。また、米軍

においては航空機燃料が染み込んだ部分の土壌の入替え作業を実施するものと承知しており、政府としても、当該作業の状況及び嘉手納飛行場外への航空機燃料の流出の有無について引き続き確認するとともに、地元の地方公共団体による現場確認のための立入りについて可能な限り協力してまいりたい。

四について

嘉手納飛行場内において設置されているすべての井戸の数については把握していないが、本年六月一日時点で同飛行場内において沖縄県企業局が取水していた井戸の数は十五本であり、同局は一時間当たり合計約七百五十トンの地下水を取水したと承知している。

五について

米軍においては航空機燃料が染み込んだ部分の土壌の入替え作業を実施するものと承知しているが、御指摘の事故による土壌や水資源への影響に関しては、米側に更なる情報提供を求めるなどして、その状況の把握に努める考えである。

また、政府としては、必要に応じて日米合同委員会の下に設置された環境分科委員会の枠組みを活用するなどして適切に対処してまいりたい。